

平成22年9月第263回定例会 議員提出議案及び審査結果

(10月1日提出)

- 発議第1号 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書案 (10月1日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、民主、公健、林檎 / 反対：共産、社県〕
- 発議第2号 米価下落への緊急対策を求める意見書案 (10月1日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健、共産、社県 / 反対：民主、林檎〕
- 発議第3号 新たな経済対策を求める意見書案 (10月1日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健、林檎 / 反対：民主、共産、社県〕
- 発議第4号 地方財政の充実を求める意見書案 (10月1日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健 / 反対：民主、共産、林檎、社県〕
- 発議第5号 並行在来線の維持存続のための財政支援措置を求める意見書案 (10月1日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、民主、公健、林檎 / 反対：共産、社県〕
- 発議第6号 日本軍『慰安婦』問題の一日も早い法的解決、謝罪と補償を求める意見書案 (10月1日原案否決・賛成少数)
〔賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎〕

(10月6日提出)

- 発議第7号 生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠の確保と農業農村整備の計画的な推進を求める意見書案 (10月6日原案可決・満場一致)
- 発議第8号 遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書案 (10月6日原案可決・満場一致)
- 発議第9号 青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業に対する国の財政支援を求める意見書案 (10月6日原案可決・満場一致)
- 発議第10号 口蹄疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書案 (10月6日原案可決・満場一致)
- 発議第11号 父親の育児休業取得促進を求める意見書案 (10月6日原案可決・満場一致)
- 発議第12号 持続可能な水産業を確立するための水産政策に関する意見書案 (10月6日原案可決・満場一致)

【動議】

(10月6日提出)

議案第28号「平成22年度青森県一般会計補正予算(第2号)案」に対する附帯決議を求める動議

(10月6日否決・賛成少数)

〔賛成：民主、共産、社県 / 反対：自民、公健、林檎〕

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 公健＝公明・健政会 共産＝日本共産党
林檎＝クラブ林檎 社県＝社民党・県民クラブ

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の 期限延長を求める意見書案

(発議第1号・原案可決)

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力による発電が、我が国の電気の安定供給に欠くことのできないものであることに鑑み、原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境や産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、原子力発電施設等の周辺の地域の振興を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的として制定されたものであり、これまでその目的に大きく寄与してきたところである。

平成12年12月に公布され、平成13年4月に施行されたこの法律は10年間の時限立法であり、平成23年3月末をもって失効することとなっているが、この法律に基づき国において決定された振興計画の事業は、未だ達成されていない状況にあり、今後、引き続き事業の進捗を図る必要がある。

もとより、原子力発電所の立地は、国のエネルギー政策の一環として行われているものであり、原子力発電所が電気の安定供給という観点から、国民経済の発展や国民生活の安定に大きく寄与することを考えると、原子力発電所の立地・運転にあたっては、「安全・安心」はもとより、原子力発電所立地地域の持続的な発展が必要不可欠であり、今後、新たな事業の実施の必要性も迫られている。

よって、国におかれては、法律の期限延長について措置するとともに、原子力発電施設等立地地域の指定にあたっては、市町村合併等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、補助率の嵩上げ率の引き上げや特例措置の適用対象事業の拡大など、地域の特色に合った地域振興が図られるよう必要な措置を講ぜられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月1日

青森県議会

米価下落への緊急対策を求める意見書案

(発議第2号・原案可決)

米価は既に過去10カ月で1俵あたり約1,000円下落し、1俵あたり1,700円の戸別所得補償を背負った平成22年度産米が市場に流通し始めると、本年も平年作が予想されることから、米価がさらに下落する可能性は極めて高い。

米価下落の原因は、米価下落と財政支出拡大の持続的連鎖が生じる不適切な戸別所得補償モデル事業にある。コメの生産による収益が過剰に期待されることから、農地の貸しはがし、貸し渋りが起り、加えて農業農村整備事業予算が6割に縮減されたことと相まって、集落営農の促進や農業基盤整備が阻害されている現状はこれ以上看過できない。

現下の政策をこのまま進めると、いずれ財政的に破綻した戸別所得補償は打ち切れ、農家は所得の大幅減少、消費者は麦・大豆の減産や安全な国産米生産農家の大幅減少に直面し、日本農業は生産者にとっても消費者にとっても壊滅的な打撃を受けかねない。

政府は直ちにコメの戸別所得補償を見直し、その財源を麦・大豆などの生産を促進する政策や、集落営農の促進、多様な担い手の育成、コメの過剰在庫解消などの政策を強力に推し進めるべきである。

よって国会及び政府は現下の米価が下落している現状を真摯に受け止め、現在の農政を抜本的に改め、直ちに政策転換を図るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月1日

青森県議会

新たな経済対策を求める意見書案

(発議第3号・原案可決)

今般の急速な株価下落と円高は地域経済に深刻な打撃を与えている。特に地域経済は平成21年度第1次補正予算が執行停止され、今年度の公共事業予算も対前年度比マイナス18%となるなど、大幅な予算削減による地域経済の弱体化は顕在化している。

しかしながら、政府は平成23年度予算について、各省の予算を一律1割削減の方針を打ち出していることから、公共事業予算が来年度以降も削減されるのではないかと、といった懸念がある。

国土交通省の来年度予算概算要求は今年度と同額の予算要求をしているが、深刻な不況に苦しむ地域経済・雇用を守るためには、これ以上の削減は到底認められるものではない。むしろ深刻な不況から一刻も早く抜け出すために、即効性のある事業を前倒しで行うなど、景気を刺激する政策を速やかに打ち出すべきである。

よって国会及び政府においては地域経済の活性化に向けて以下の政策を速やかに実行するよう求める。

1. デフレ脱却に向けて政府が毅然たる意志を示し、日本銀行との適切かつ強固な協力体制を構築すること。
2. 将来性ある農地集積事業、スクールニューディール、太陽光発電、地域医療、介護施設の充実などの事業に集中的に投資し、企業による雇用や設備投資を促進すること。
3. 来年度予算における公共事業費を維持・拡充し、地域経済・雇用の下支えをすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月1日

青森県議会

地方財政の充実を求める意見書案

(発議第4号・原案可決)

急速な円高と長引くデフレにより、地域経済の冷え込みが顕著となっている。わが国経済は地域経済と雇用対策の活性化が急務であり、地方財政の充実、住民が必要な行政サービスを維持するために必要不可欠である。

しかしながら、政府は現下の経済危機に際し、十分な対策を打ち出さず、地方経済は一層冷え込む恐れがある。今年度においても地方負担が盛り込まれた子ども手当についても、来年度予算編成の概算要求で金額を示さず要求する「事項要求」となるなど、来年度予算編成にあたっては、さらなる地方負担の増大が懸念される。

よって、政府及び国会は以下の項目を早急を実現し、住民に基本的な行政サービスが提供できるよう、地方財政の充実に努めるよう強く求める。

1. 地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかな事業の実施や雇用の創出に活用できる交付金を早急を実施すること。
2. 地方一般財源の充実・強化を図るため、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方の見直しによる地域間税源の偏在是正などに取り組むこと。
3. 補助金制度のあり方については、社会保障、義務教育など住民への基本的な行政サービスを提供する上で、現在ある補助金制度が必要不可欠であることを十分認識し、地方の行政サービスが著しく低下することのないよう、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月1日

青森県議会

並行在来線の維持存続のための財政支援措置を求める意見書案

(発議第5号・原案可決)

東北新幹線八戸・新青森間の開業に伴ってJR東日本から経営分離される、並行在来線八戸・青森間については、開業の平成22年12月4日まで、残すところ約2ヶ月となっている。

並行在来線目時・青森間は青い森鉄道線として全線開業となり、地域住民の日常生活に欠くことのできない極めて重要な足となる。

一方、同線は一日約50本もの貨物列車が走行する、北海道と首都圏を結ぶ「我が国物流の大動脈」であることから、旅客鉄道の輸送が必要とする水準をはるかに超えた過大な設備を保有し、貨物輸送維持のための高水準の保守管理を行わざるを得ず、これにより毎年度年間16億円もの極めて重い県費負担が生じる見通しとなっている。

しかしながら現行の貨物線路使用料はこの貨物走行の実態を反映しておらず、貨物走行の掛かり増しを考慮すれば、負担の割合が、旅客15に対して貨物85とならなければ維持できない。

また経営分離に伴う初期投資については、JR東日本からの既存鉄道資産の取得経費約84億円、指令システムなど新規の設備投資約80億円という極めて重い負担が見込まれている。

貨物走行については、そもそも東北新幹線経営分離の同意時点では、並行在来線を走行することは示されていなかったものである。それを一地方の負担のみで、全国の貨物ネットワークの維持存続が課せられている実態は、極めて不合理である。

このことについては、これまで青森県議会をあげて県とともに国に繰り返し強く訴えてきたところであり、国においては、検討会議を設置して並行在来線の維持のあり方、貨物鉄道の維持のあり方、並行在来線の負担の軽減等について検討が進められているが、全線開業が迫っている今日まで方向性が示されていない。

したがって、財政支援措置が国において確約されない限り、重大な判断をせざるを得ない状況となる。

よって国におかれては、次の事項を来年度政府予算に反映し所要の措置を講じるよう、強く要請する。

記

- 1 国家物流の大動脈である貨物輸送経路と生活路線としての並行在来線を維持するために、貨物線路使用料の増額を含め財政支援措置を講じること。
- 2 並行在来線存続のための地方負担の軽減等について、新幹線貸付料に並行在来線の赤字解消分が含まれていることを踏まえ、JR貸付料や現在鉄道支援に検討されている独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用のための法制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月1日

青森県議会

日本軍『慰安婦』問題の一日も早い法的解決、
謝罪と補償を求める意見書案

(発議第6号・原案否決)

日本軍「慰安婦」問題は、女性の人権、人間の尊厳を回復する課題であり、その解決は、被害者女性たちの高齢化のなかまったなしです。

国際社会において、日本政府がこの問題の法的責任を拒否し続けることはもはや許されません。日本政府は、国連人権委員会・理事会、国連人権規約委員会、ILOから再三「慰安婦」問題の解決を促す勧告をうけ、さらに、アメリカ、オランダ、カナダ、EU、フィリピン、韓国、台湾などの各国議会からも、謝罪と賠償、歴史教育を行なうよう次々と決議されています。

2009年8月の国連女性差別撤廃委員会は、「被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれら犯罪に関する教育を含む永続的な解決を見出す努力を緊急におこなう」ことを日本政府に厳しく勧告しました。

日本国内でもいま、各地の地方議会で「慰安婦」問題の早期解決を求める国にむけた意見書が次々と採択されています。民主党、社民党は、これまで共産党とともに、繰り返し「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を国会に提出しており、実効性が厳しく問われています。

日本政府が1日も早く日本軍「慰安婦」問題の法的解決と謝罪と補償を行なって、国際的責務を果たすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月1日

青 森 県 議 会

**生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠の確保と
農業農村整備の計画的な推進を求める意見書案**

(発議第7号・原案可決)

国の平成22年度の農業農村整備事業予算は、交付金化の方向を取り入れながらも大幅な削減となり、加えて、平成23年度概算要求も、平成22年度対比で105.2パーセントと、依然として低水準の予算に止まっている。

このため、青森県内のそれぞれの地域が切望する区画整理などの水田の整備や、農業用水の安定確保に必要な農業水利施設などの計画的な更新・整備に遅れが生じることとなり、地域からは、今後の営農計画・農家経営への影響を懸念して、農村基盤の整備や農業水利施設の更新・整備が確実に実施出来る平成21年度並の予算確保の要望が多数出されている。

このままでは、食料供給力の高い本県の農業の生産性が低下し、ひいては、本県農業の振興のみならず、地域経済・社会の活性化にも多大な影響が及ぶことを強く懸念するものである。

本県の豊かな地域資源や恵まれた自然環境を最大限に活用し、我が国の食料供給基地としての役割を担っている本県農業・農村が今後とも持続的に発展し、国民への食料の安定供給の確保を通じて、我が国の食料自給率の向上に貢献するためにも、農地や農業水利施設の整備を継続的かつ効果的に実施することが不可欠である。

よって、国においては、本県の食料供給力をアップし、我が国の食料自給率の向上につなげる、農地や農業水利施設などの生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠の確保と、農業・農村が持続的に発展し、多面的機能の再生・保全に資する農業農村整備の計画的な推進が着実に図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月6日

青 森 県 議 会

遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書案

(発議第8号・原案可決)

遠位型ミオパチーとは、手足の先の筋肉から徐々に侵されていく進行性の筋疾患（ミオパチー）である。未だ国から難病指定及び特定疾患への認定は受けていない。

20代～30代で発症し、多くの場合歩行困難から始まり日常生活の介助が必要となる。やがて座位を保つことも困難となりやがて寝たきりになる可能性がある。縁取り空胞型・三好型・眼咽頭遠位型と様々なタイプが存在し、いずれにしてもまだ治療法が無い。日々進行し、際限の無い状況悪化に患者は多くの不安を抱きながら生活している。

様々な状況から、縁取り空胞型だけでも本邦に300～400人の患者が存在すると推定されるが、その実態は十分に把握できていない。近年では原因遺伝子が見つかった型もあるが、「遠位型ミオパチー」の中には、全く原因が分からない例もまだまだ多くあるとされている。

しかし、「遠位型ミオパチー」の縁取り空胞型については、日本の研究者が世界に先駆けて治療法開発研究を進めている。その研究により大変明るい兆しが見えてきた。これを現実に治療薬とするには、今まで以上に研究を推進することが必要である。さらに、新薬の開発および製品化には製薬会社の協力が不可欠であるにも拘わらず、希少疾病であるため協力を受けるのは非常に困難である。このような希少疾病の治療薬開発は、日本では事実上道が閉ざされているのが現状である。

そこで、遠位型ミオパチーの治療薬早期実現のために、

- 「遠位型ミオパチー」への研究費増額による更なる研究推進
 - 希少疾病に対する新薬開発推進制度の早急な確立
- を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月6日

青森県議会

**青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業
に対する国の財政支援を求める意見書案**

(発議第9号・原案可決)

青森・岩手県境における不法投棄事案に係る特定支障除去等事業に係る実施計画においては、青森県側に不法投棄された特定産業廃棄物の量は67.1万立方メートルと推定され、原状回復に約434億円を要するとされているところです。

青森県では、平成16年1月に同実施計画について環境大臣の同意を得て以来、鋭意特定支障除去等事業を実施してきたところ、平成21年度末までに約37万立方メートルの廃棄物を撤去し、平成24年度までに同事業を完了することとしていたところです。

こうした中、同事業の進捗に伴い、当初の廃棄物量の推計条件に変更が生じたため、改めて推計したところ、当初見込んだ廃棄物量を約17万立方メートル上回るが見込まれ、それに伴い、事業費も約62億円増加し、平成24年度までの廃棄物等の全量撤去が困難となったところです。

については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期間延長とその枠組みの中での増加する事業費に係る国の財政支援を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成22年10月6日

青 森 県 議 会

口蹄疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書案

(発議第10号・原案可決)

本年4月20日に発生した口蹄疫は、国内において過去に例のない規模で拡大し、甚大な被害をもたらした。既に宮崎県において終息宣言がなされたが、同県、並びに隣県の鹿児島、熊本の畜産業の復興再生は緒に就いたばかりであり、経営再建と被害地域の経済再生は急務である。

国が被害にあった地域の復興再生に責任を持って取り組むことは、全国の畜産経営者を勇気づけ、わが国畜産業の新たな飛躍につながる。そのため、被害のあった自治体の取り組みに対して積極的に財政、税制面での支援を行うことが必要である。

また、口蹄疫をはじめとする家畜伝染病はわが国の畜産業にとって、経営を危機に陥れる潜在的なリスクであり、国は再発防止のためにリーダーシップを発揮し、同様の被害が二度と起こらないよう、万全の対策を講じることが強く求められている。

よって、国会及び政府にあっては以下の対策を徹底し、復興支援と再発防止に努めるよう強く求める。

1. 本年6月に施行された口蹄疫対策特別措置法の完全実施を進め、畜産業の経営再建に努めること。
2. 口蹄疫により甚大な被害を受けた地域の再生支援に早急に取り組むこと。
3. 今回の口蹄疫発生の疫学調査はもとより、発生に際して早期通報のルール化等の初動態勢、まん延防止策等を検証し、定期的な情報提供に努める等、危機管理体制に万全を期すこと。
4. 再発防止に向け家畜伝染病予防法の抜本改正について早急に検討を開始すること。
5. 国外からの口蹄疫侵入防止対策（バイオセキュリティー）として、空港や港湾など「水際」での防疫措置を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月6日

青森県議会

父親の育児休業取得促進を求める意見書案

(発議第11号・原案可決)

今年6月に一部を除き、改正育児・介護休業法が施行された。今回の改正で、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間が延長され(パパ・ママ育休プラス)、父親が妻の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合には再度育児休業を取得することが可能となった。また、労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようになるなど、父親も子育てをしながら働くことができる環境が一層整ってきた。

しかし、平成21年度の男性の育児休業取得率は女性の85.6%に対し、1.72%とまだまだ大きな開きがあり、先進諸国に比べても日本の男性の育児時間は最低水準となっている。

勤労者世帯の過半数が共働きとなっている中で、女性だけが子育てや家事を行うのではなく、男性も積極的に子育てに参加することが求められる。また今後、父親の育児休業を促進していくことにより、母親の育児への不安解消や少子化問題への解決にも繋がっていくものと思われる。さらに女性の就業率も向上し、日本経済への効果も期待される。

よって、今回の改正内容を企業に周知徹底し、社内で育児休業を取得しやすい雰囲気づくりや働き方の見直しを進めるとともに、より一層育児休業取得促進のための環境整備に取り組んで頂くよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年10月6日

青森県議会

持続可能な水産業を確立するための水産政策に関する意見書案

(発議第12号・原案可決)

わが国は世界でも有数の水産物消費国であると同時に、世界でも有数の広い排他的経済水域を有するなど、非常に高い潜在能力を持っています。

しかしながら、昨今では、水産資源の減少、国際的な漁業規制の強化、漁業者の減少・高齢化などわが国水産業及び漁村集落をとりまく状況は厳しいものとなっています。

また、未曾有の大不況による魚価の低迷に加え、2008年からの燃油高騰や近年の大型クラゲの大量発生が漁業経営に深刻な影響を及ぼしています。

よって、本議会は政府に対し、国民に安全・安心な水産物を提供し、豊かな食生活を支えていくために必要な持続可能な水産業を確立させるよう、下記の施策を実施されるよう強く要望します。

記

1. 将来にわたって国民に安全・安心な水産物を提供するため、漁業経営を安定させ持続可能な水産業の確立に向けた政策を推進すること。
2. 沿岸と沖合漁業者の協調による資源管理を強化し、資源管理型の水産業確立に向けた政策を推進すること。
3. 生産履歴の確認が可能なトレーサビリティ・システムを導入すること。
4. 水産資源の持続的な利用の観点から、違法・無報告・無規制（IUU）漁業による水産物の輸入を行わないこと。
5. 大型クラゲ等の有害生物による漁業被害や、燃油・養殖用飼料など資材価格の高騰に迅速に対応し、漁業経営を安定させる政策を推進すること。
6. 漁村集落の活性化を図るため、漁村集落による多面的機能の発揮に資する取り組みを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成22年10月6日

青森県議会

議案第28号「平成22年度青森県一般会計補正予算（第2号）案」
に対する附帯決議案

（動議・否決）

昭和48年に八戸市が青森県新産業都市建設事業団に委託した桔梗野工業用地造成事業は、水産加工業を含む市街地の中小企業を主とした内陸型のインダストリアパーク的団地として造成し、昭和53年に分譲を開始したが、昭和58年頃から軟弱地盤に起因する地盤沈下により、用地の買い戻しや移転補償などが発生したため、金融機関からの借入れが嵩み、分譲が相当程度進んだにもかかわらず、平成22年3月末時点の負債残高が約42億円に達している。このような問題に対し、具体的な対策が講じられずに20数年間放置されたことにより、多額の債務が発生したことは誠に遺憾である。

本年5月以降、新産業都市建設事業団、八戸市、県の三者がこの問題に対する協議を続けた結果、今般、当面の対応策が合意に至ったことについては、一定の評価をするものである。

しかしながら、新産業都市建設事業団における委託事業の杜撰な管理により、書類が散逸したため、多額の債務が発生したことに対する責任の所在が検証できない状況にあることについては、新産業都市建設事業団は深く反省するべきであり、その結果、県民の血税である県費を投入することについては、関係者一同の真摯な対応があつて然るべきである。

今回のような重大な事態が今後二度と起こらないよう、新産業都市建設事業団の事業の執行に当たっては、県に対し次の事項を強く求める。

記

- 1 新産業都市建設事業団及び県は、県民に対し、それぞれ説明責任を十分に果たすこと。
- 2 今後、桔梗野工業用地造成事業における債務解消状況については、定期的に県議会に報告すること。
- 3 新産業都市建設事業団の運営の在り方、存続について、検証すること。

以上、決議する。

平成22年10月6日

青 森 県 議 会